

小売店における一般消費者への産地情報伝達手段

○ 産地情報を商品へ直接記載することにより伝達する場合

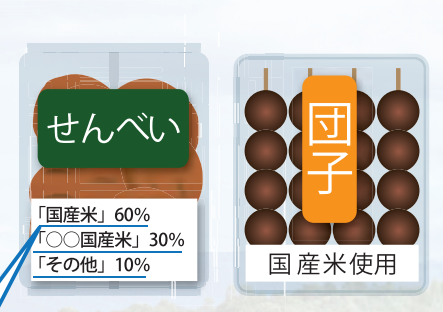
- ・国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載。(ただし、都道府県や一般に知られた地名でも可。)
- ・外国産の場合はその「国名」を記載。

＜一括表示欄への記載例＞

名 称	米 菓
原材料名	うるち米(国産、○○国産、その他)、食塩/調味料(アミノ酸)
内 容 量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製 造 者	○○製菓株式会社 ○○県○○市○○1-1-1

いずれの
場所への
記載でも可

＜一括表示欄の枠外への記載例＞

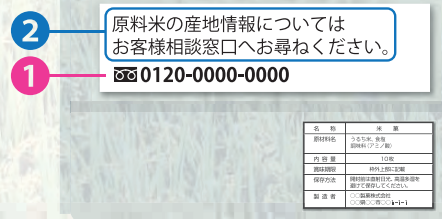
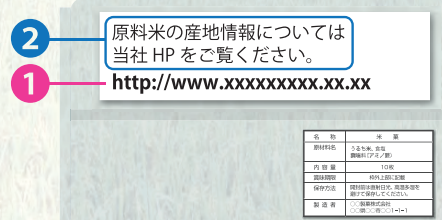


- ①原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

○ 産地情報を知ることができる方法により伝達する場合

Point! Webサイトによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等にWebアドレスを記載。
- ② 商品パッケージにWebにアクセスすることにより産地情報が入手できる旨の記載が必要。
- ③ Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要。



Point! 電話等を活用した問い合わせによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等に「お客様相談窓口の電話番号」を記載。
- ② 当該電話番号が、単なるお客様相談電話でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要。

お問い合わせ先

北海道農政事務所 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-025-110	関東農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-087-110	東海農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-242-110	中国四国農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-558-110	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部消費・安全課 TEL: 098-866-1672
東北農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-796-110	北陸農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-646-110	近畿農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-317-142	九州農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-005-110	農林水産省消費・安全局 米穀流通・食品表示監視室 TEL: 0120-714-110 (ガイダンス番号「3」)

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索



2026.08

米トレーサビリティ法

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

米トレーサビリティ法とは…

問題が発生した場合などに、流通ルートを手早く特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や一般消費者に伝達することを義務付けるものです。



